

熊谷市農業委員会
第14回総會議事録

令和7年9月29日（月）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第14回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和7年9月29日（月）午後2時00分
(2) 閉会の日時 令和7年9月29日（月）午後3時20分
(3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）
(2) 現在数 46名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名）

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名
(2) 欠席数 3名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	塙田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	欠	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	16	出	小林 言孝
3	欠	名野 博明	17	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	18	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	19	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	20	出	長谷川 隼男
7		(欠員)	21	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	22	出	青木 大輔
9	出	東 幸好	23	出	川田 雄一
10	出	漆原 秋夫	24	出	原田 知子
11	出	栗原 加津男	25	出	若山 美奈子
12	欠	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	石平 伸一	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	茂木 秀孝

4 議 事

熊谷市農業委員会総会会議規則第8条に基づき動議が承認され、公告、通知を行った議案に加え、議案第4号として農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画（案）に対する意見についての審議が行われた。

（1）議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 令和8年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画（案）に対する意見について

（2）報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
(合意解約)
- 報告事項(4) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について (2a 未満農業用施設)
- 報告事項(5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第14回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	(夏目会長挨拶)
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。
議長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中25名でございます。
議長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。
	(議長一任の声あり)
	議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 9番 西田委員、 10番 水野薰委員 にお願いいたします。
	また、書記には事務局職員を指名します。
	それでは議事に入ります。 本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 令和8年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）について 以上、3議案です。よろしく御審議願います。 各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力ををお願いいたします。

議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議長	<p>事務局より説明のあったとおり、議案番号8については取下願が提出されたとのことですので審議から除外いたします。</p> <p>それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
福田委員	議案番号6について、太陽光発電設備を設置する場合は事前に地元説明会があるはずだが、地元で説明会をやっていないのでは、という声を聴いた。こうした確認はしているのでしょうか。
事務局	<p>転用審査においては、申請人に対し地元説明会を直接的に求めておりませんが、「熊谷市太陽光発電施設等の設置に関するガイドライン」において地元説明会の開催を求めております。このことにより、その他法令の進捗状況の確認として、当条例の所管課である熊谷市環境政策課に対して9月10日に進捗を確認したところ、「地元説明会は開催済み」との回答を得ております。しかしながら、福田農業委員から、「説明会をやっていないのではないか」という声があったとのことで、このことについては所管課に報告したいと思います。</p>
議長	他に質疑、意見等はございませんか。
	(なしの声)
	特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、審議から除外した議案番号8以外の案件を許可相当とするに賛成の委員の举手を求めます。
	(举手全員)
	举手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。次に、議案第3号、令和8年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、令和8年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）について説明申し上げます。本日配付いたしました資料の内、議案第3号令和8年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）を御覧ください。委

事務局	<p>員皆様から寄せられた意見を反映した内容となっております。</p> <p>まず、はじめにでございますが、本年度の話題を糸口に農業の抱える課題に言及をしてございます。次に意見の具体的な内容ですが、大きくは4つの項目を掲げ、それぞれの項目ごとに2つずつの提言としてまとめております。まず、一つ目は遊休農地対策として、遊休農地改良のための支援及び基盤整備事業の推進強化を取り上げています。次に、二つ目として担い手の育成・支援として担い手農家の支援と新規就農者支援体制の拡充を取り上げています。特に新規就農者については、昨年度は若手の就農を取り上げましたが、今年は、45歳以上の就農がスムーズに進むようにお願いする内容となっています。続いて三つ目として農地の有効利用の推進として農地中間管理事業の手続きの簡素化と大規模な農業生産法人の誘致を取り上げています。中間管理について、農家の間で浸透はしてきましたが手続きの煩雑さがネックとなっている点について改善を求めるものです。最後に四つ目として実効性のある地域計画とするための支援の強化と老朽化した農業用施設の修繕及び地域のバックアップを取り上げています。農家の大規模化は省力化とともに地域を支える人材の減少と表裏をなしているため、地域全体でかかるような体制構築を提案するものです。</p> <p>また、本日御審議いただいた成案については、10月3日、会長及び会長職務代理から市長に手渡すことになります。以上、よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
石平委員	四つ目のその他の地域のバックアップについて、多面的機能支援事業の補助金の増額と、農家だけでなく地域に住む人たち全てで地域を守っていくという提言と理解してよいでしょうか。
事務局	そのとおりです。農業者だけで地域を守るのは難しくなっており、地域全体で地域は守ろう、という提言となります。ただし、あくまで意見ですので実現までは担保されるものではありません。
戸森委員	農業者だけでは地域は守れない、というのはそのとおりです。お金をもらっても今の体制ではやり手がいないのが実情です。
福田委員	多面的で一部の新設や修繕などは利用できないものもあるので、もう少し柔軟に利用できるようにならないか提言するのはどうでしょうか。
西田委員	当地区では堀さらいは農家だけではなく、地域でやるような体制がある程度でき上っています。

田中委員	奈良地区では、自治会をすべて巻き込んでやっています。多面的支援事業のメニューの中に新設や修繕等ができる項目があるのでそれも利用しています。
坂本委員	参加した人には日当は払っているのですか。
田中委員	最低賃金程度の額をお渡ししています。
議長	他に質疑、意見等ございませんか。
(なしの声)	
他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号、令和8年度熊谷市農業施策に関する意見書（案）について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。	
(挙手全員)	
挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。	
<p>ここで、皆様に動議の提案をいたします。熊谷市農業政策課より8月から9月にかけて行われた12地区の地域計画の見直しについて、農業委員会の意見を早急にいただきたい、との要請がありました。当初の上程議案としなかった理由として、秦地区において急遽、2回目の農地改良等の扱いに関する話し合いを開催したため、本総会に議案が間に合わないおそれがあったためとのことです。しかし、案の取りまとめが終わったことを受けて、なるべく早く話し合いの結果を公告することが各地区の利益となることから今回の要請となったものです。</p>	
<p>このため、動議として「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画（案）に対する意見について」を議案第4号として上程したいと思いますが、まず、動議の決まりについて事務局の説明を求めます。</p>	
事務局	動議に関する決まりについて御説明いたします。熊谷市農業委員会総会会議規則第3条に、総会の3日前までに総会の日時、場所、議案、その他必要な事項を定めて通知、公告することが定められ、同規則第5条に、総会では通知および公告した議案についてのみ審議することができますとなっていますが、ただし、第8条の場合はこの限りではない、とも定められています。同規則第8条は「動議は出席委員の2分の1以上の同意がなければ、これを議案とし、審議することができな

事務局

い」と定められています。すなわち、本動議に対して出席委員の2分の1以上の同意があれば議案として審議ができることとなります。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に関して質疑等はございますか。

(なしの声)

特に、質疑、意見等もないようですので、ただいま、事務局より説明のあったとおり、熊谷市農業委員会総会会議規則第8条に基づき、議案第4号として「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画（案）に対する意見について」を上程し審議することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、これより議案第4号として「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画（案）に対する意見について」を審議いたします。議案について配付をいたしますので暫時休憩いたします。

(暫時休憩・議案配付)

休憩前に復し議事を再開いたします。

それでは、本案について事務局の説明を求めます。

事務局

はじめに皆様のお時間を頂戴し、急遽、議案に諮らせていただきまことお礼申し上げます。また、今回の地域計画の変更にあたり8月から9月にかけて協議の場を開催した地区の担当委員さんにおかれましては、御協力いただきましてありがとうございました。

それでは議案について説明させていただきます。先ほど配付させていただきました議案書を御覧ください。こちらには8月から9月にかけて協議の場を開催した12地区の変更案を示させていただいております。最初に全12地区に共通する変更点3点から申し上げます。

まず1点目ですが、議案書の4-2頁目、こちらの中段から下、「4地域内の農業を担う者一覧」を御確認下さい。こちらの項目については、各地区において目標地図に位置付けさせていただいた担い手さんのお名前、経営面積、および将来の目標面積を記載しております。今年度の営農計画書の配布と併せて市内の担い手さんに今後の経営についてアンケートを配布させていただき、さらに今回開催した協議の場においても同様のアンケートを配布させていただきました。

この中で、今後面積の拡大意向を示された担い手さんについては、

事務局	<p>の結果を反映してお配りした資料のとおり計画案を作成いたしました。</p> <p>変更点は4点ございます。1点目が、4－3 8頁中段あたり「1 地域における農業の将来の在り方 （2）地域農業の現状及び課題」について、最後の項目で盛土を伴う農地改良について記入を行いました。続いて2点目がその下「(3) 地域における農業の将来の在り方」になります。これまでの計画では「田では米麦二毛作を引き続き耕作する」としかありませんでしたが、さらに具体的に田や畑における利用方法及び栽培作目について記載を行いました。また、田、畑ともに盛土は行わず、現状の状態を維持することを記載しました。続いて3点目です。次の頁になりますが、「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとするべき必要な措置 （4）多様な経営体の確保・育成の取組」として、集団性のある農地であれば市外の法人等が参入してくる可能性があるとして、担い手を確保するためにも集団性を維持する必要があるとしてこのような形で記載をさせていただけております。最後に4点目はその下の任意記載事項です。⑦保全管理等については、単純な農地としての側面だけでなく田の様々な役割を確保するためにも現状の農地の状態を保持していく計画としております。</p> <p>以上が変更、追加事項となり、地域計画の変更によりさらに農地の適切な利用等について方向性を示し、これに基づいた農地利用を行っていかなければと考えております。なお、今回御審議いただいた後の事務手続きとしましては、変更案の公告縦覧を2週間行った後、地域計画の変更公告を行い正式に地域計画の変更が完了する形となります。各委員さんの様々な知見からよろしく御審議をいただきますようお願いします。</p>
議 長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
田中委員	果樹について低木の果樹も植えないということでよいか。
事務局	そのとおりです。
田中委員	規制が強すぎる側面がある気がするがどうか。
事務局	現時点での地域の意向ということで、今後、見直しを求める声があれば、地域で話し合いや検討が行われることとなります。
議 長	他に質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)

議長	<p>他に質疑、意見等もないようで、これより採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画（案）に対する意見について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（挙手全員）</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で全議案の審議が終了いたしました。続きまして、報告事項（1）から（5）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>夏目会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【夏目会長より関口委員が埼玉県農業委員会女性協議会副会長就任の報告。事務局より、農地パトロール結果の入力について、くまがや農委だより第82号発行について、若山推進委員の日本農業新聞への掲載について、自脱コンバインの事故防止についてそれぞれ説明または報告。】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声）</p> <p>それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。</p>
田中職務代理	<p style="text-align: center;">（閉会のあいさつ）</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	柏木 純一
次長兼農政係長	佐藤 雅史
主査	日下部 慎二
主任	滝口 悠太
主任	吉永 剛

産業振興部農業政策課

主任	長谷河 雅司
----	--------

令和 7 年 9 月 29 日

熊谷市農業委員会

会長 夏目 亮一

署名委員 西田 茂夫

署名委員 水野 薫